

第2期 子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画

実施状況・評価結果報告書

＜令和4年度＞

芦 屋 市

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告まとめ

【基本目標】

【施策の方向】

【総括】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	子育て支援拠点、幼稚園、保育所、認定こども園等で年齢に応じた各種事業を実施し、積極的に親子の遊び場や交流の場を設けている。また、母子健康手帳アプリでは、特に妊娠期から乳児期における情報発信を行い、子育てアプリでは他部署と連携しながら、イベントや事業の案内を随時配信した。今後は、「こども家庭・保健センター」を中心に、妊産婦、子育て世帯、こどもからのニーズに応じたきめ細やかなサービスが提供できるように、支援の充実を図っていく。
	(2) 子育て家庭への経済的支援	子育て世帯への臨時特別給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、幼児教育・保育の無償化、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付、医療費の助成等による幅広い援助を実施しており、窓口対応時の案内や関係課との密接な連携により、各種制度の利用に漏れがないよう周知を図った。今後は、近年の物価高騰等の影響を踏まえ、引き続き各種制度により支援を行っていく。
	(3) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する経済的支援として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付、医療費の助成や公的住宅への入居の斡旋を行っており、福祉資金の貸付相談等についても窓口や広報紙、ホームページにおいて周知を図った。また、自立に向けた支援のため、就労支援員や子ども家庭支援員等の関係機関と積極的に連携している。今後は、近年の物価高騰等の影響を踏まえ、支援を必要とする家庭への支援を行っていく。
	(4) 親と子の健康づくりの推進	こども家庭・保健センターの母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、継続して育児の不安や負担軽減に取り組んだ。また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行った。今後も相談しやすい環境整備を進め、子育て家庭がゆとりを持って子育てができるようにしていく。市立芦屋病院では、引き続き病児・病後児保育の実施及び院内保育所の設置により、職員が働きやすい環境を維持した。
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に、保護者への積極的な声かけにより、保護者が相談できるきっかけづくりを行った。多様な相談内容に細やかに対応するため、こども家庭総合支援室、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図り対応した。また、県の実施する子育て支援員研修についても引き続き周知を行うとともに、研修受講後の就職状況等の把握に努め、子育て支援の担い手となる人材の育成に継続的に取り組んでいく。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	令和4年度にいせ虹こども園、あいさいこども園が開園するとともに、民間移管した打出保育所・大東保育所において、移管後のフォローアップを行った。今後も引き続き、人口動態を見極めながら待機児童対策に取り組んでいく。また、市立幼稚園においては、3歳児保育の研究を継続するとともに、引き続き預かり保育事業を実施していく。
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、児童がスムーズに小学校へ就学できるよう、小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」を行った。今後も小学校区を中心とした小学校と就学前施設との交流を深め、円滑な接続につながるような取り組みを行っていく。
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	子ども同士が集まり、交流できる場として、子育てセンター、児童センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センターの貸室などを提供し、各課において、子どもたちの生活時間に合わせて参加しやすい事業を実施した。今後も、関係課と連携しながら、子育てサポートブックや子育てアプリなどの媒体を活用し、子どもたちが安心して過ごせる居場所や実施事業に関する情報発信を積極的に行っていく。
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	小学校、幼稚園、保育所で定期的に交通安全教室を開催し、子どもたちに啓発活動を行っている。また、非常事態に職員や子どもが落ち着いて対応できるよう、火災訓練や地震、津波、不審者を想定した訓練を行っている。また、下校時の青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施や青少年育成愛護委員による街頭巡視活動、通学路の定期点検など、地域を含めた関係機関が連携して取組を行っている。今後も、安全・安心なまちづくりを目指し、継続して取組を進める。
	(3) 児童虐待防止対策の推進	子育てセンターの子ども家庭総合支援室では、関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見・早期対応を行っており、教育委員会では、専門のカウンセラーや電話相談員による相談事業を実施し、小・中学生に限らず高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながった。教育相談体制を見直し、一貫した専門的なアドバイスがすぐに受けられるように相談窓口を一本化した。今後も虐待の発生を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化し、支援を行っていく。
	(4) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	インクルーシブ教育・保育研修会を行い、配慮を必要とする子どもたちへのより良い支援につなげていった。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携強化を図り、子ども一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援に加え、途切れない支援を行うことができるようサポートファイルの普及・啓発を行った。今後も、継続して個々の状況に応じて必要な支援を行っていく。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	父親が子育てに関わりを持ち、現状の生活や働き方を見直す機会を設け、育児への参加を促せるような親子で参加できる事業を実施した。時間外保育事業や病児保育事業などを実施し、多様なニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めた。また、放課後児童健全育成事業では、岩園小学校において1学級増設した。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休暇を長期間取得する保護者が増加傾向にあり、復職を希望する時期も多様化しているため、継続して利用者支援事業を実施し、相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況に関する情報提供を行っている。また、仕事と子育ての両立や保育所への入所による子どもへの影響などについても説明し、相談に応じている。今後も保護者に適切な助言を行い、産休・育休からスムーズに復帰できるよう継続して支援を行っていく。

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 児童センター	0歳児から3歳児を対象にした親子教室をはじめ、夏休みには室内公園として「親子パーク」(参加98名)、親子お話しアター(参加52名)、人形劇(参加51名)などの行事を実施。情報の発信方法として、広報あしや、上宮川文化センターだより、子育てアプリ、ホームページに加え、教室ごとのチラシでもわかりやすく周知できるようにした。 今後は、参加事業の申込みについて、従来の方法に加えて、より利便性を重視した方法を検討していく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2 こども政策課 (政策係)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂、3,700部発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、主に未就学児対象のイベントや講座等の情報発信を行った。アプリの登録者数は、令和5年3月末時点で2,924人となり、登録者数は令和4年3月末時点より281人増加した。今後も引き続き子育て支援の情報提供に努めていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
3 ほいく課 (ほいく係)	体験保育や園庭開放は、新型コロナウイルス感染症防止観点により再開できなかった。認定こども園・保育所では、各施設のホームページや「芦屋市立認定こども園・保育所ってどんなところ？」のページを更新し、子育て情報の提供を引き続き行っている。今後は園庭開放から徐々に再開し、体験保育も実施していく。子育て支援の場として認定こども園・保育所を利用してもらえるように積極的に情報を提供していく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
4 こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	子育てセンターのむくむくを中心に、各地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、育児への不安感や孤立感を抱える保護者へのサポートを行った。 令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を開設し、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業等、ニーズに応じたきめ細やかなサービスが提供できるように、支援の充実を図っていく。
実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「わくわく冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」 No.10「あい・あいるーむ」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
5 こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	広報あしや、ホームページ、母子健康手帳アプリにおいて、各事業について案内し、参加を促している。また、各乳幼児健康診査にて、市で作成している育児ブック(配布数:4か月児健康診査 517人、1歳6か月児健康診査 582人、3歳児健康診査 639人)を用いて育児情報の提供を行ったり、他機関の子育て情報の提供を行っている。 今後も乳幼児健康診査等を通じて、子育て情報の提供を実施し、子育てに関する不安の軽減を図っていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6 管理課	市立幼稚園における預かり保育や幼児教育・保育無償化等の子育て支援及び入園案内手続きに関する情報をホームページ等で周知した。 今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7 保健安全・特別支援教育課	市立幼稚園で開催する「3歳児親子ひろば」「市立幼稚園合同説明会」各幼稚園のオープンスクール等の情報について、「広報あしや」や「子育てアプリ」、各幼稚園のホームページにて発信した。また、広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるように、広く周知を図る。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」
8 青少年育成課	広報紙、ホームページ等において放課後児童クラブやキッズスクエア等の子育て情報を提供した。 今後も、オンラインによる情報提供を充実させていく。
実施事業	No.4「子育て情報の提供」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	公民館	公民館事業の家庭教育セミナーで、夏に比べない子育て～子どもの意欲、折れない心、学力を伸ばすために～というテーマでセミナーを実施し、57人の参加者があった。秋には、～15歳までに大切にしたい、大人が子どもにできること～をテーマにセミナーを実施し、65人の参加者があった。この事業は、セミナーをオンラインで開催。芦屋市PTA協議会との共催で、教育や子育てに有意義な講座となった。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
10	図書館	広報あしや、ホームページだけでなく、子育てアプリや子育てサポートブック「わくわく子育て」を活用し、「親子で楽しむ絵本の会」などのイベント情報をお知らせした。また、こども家庭・保健センターと連携し「ブックスタート」事業として4カ月児健康診査時に、絵本を紹介する冊子「であってみたいこんな本」を配布して子育て支援の一助とする取り組みを行っている。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度については、「国保あんない」やホームページ等に掲載し、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円、加入していない医療機関又は海外で出産した場合40万8千円(令和3年12月31日以前に出産した場合は40万4千円)を支給している。(令和4年度支給実績:31件、12,976,000円)引き続き出生児の国民健康保険加入手続きの際に、制度の利用漏れがないかどうか確認を徹底する等、今後も制度の案内や周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	地域福祉課 (福祉医療係) (地域福祉係)	<ul style="list-style-type: none"> これまで「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(市民課や障がい福祉課)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。 困窮状況に応じた相談・支援として、総合相談窓口や自立相談支援機関と連携し、家賃相当額(40,000円～62,000円/月)の支給を行ってきた。また、困窮世帯の子どもへの学習支援及び居場所づくりを行ってきた。今後も他の機関と連携し、制度案内や周知に努め、必要な対象者の支援を行っていく。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」 No.8「生活困窮者自立支援制度における事業」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の申請時・窓口での交付時、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当の制度内容を説明し、申請月が遅れないよう案内を行っている。また、ホームページ及び障がい福祉のしおりに制度内容を掲載し広報している。課内の担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携して変更申請等について漏れなく案内できるよう努めている。(障害児福祉手当 64件、重度心身障害児介護手当 0件、特別児童扶養手当 110件、福祉施設等通園(通学)費扶助 0件) 引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れのないよう対応していきたい。
	実施事業	No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
4	こども政策課 (こども支援係)	子ども(又は養育する親)に対する援助について、児童手当を6,690人(前年度8,898人※制度改正有)、子育て世帯への臨時特別給付を136人(前年度5,882人※前年度からの継続)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を744人(前年度744人)、芦屋市子育て世帯物価高騰対策給付金を5,904人に給付した。 障がい児(又は養育する親)に対する援助について、福祉施設等通園(通学)費扶助を11人(前年度8人)に給付した。 今後も引き続き給付・助成を実施していく。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
5	ほいく課 (施設運営係) (入所係)	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業については申請をもとに支給するため、対象者には園と連携し適切に周知していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
6	こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。(妊娠届出数525人、妊婦健康診査助成券利用人数772人、償還払い人数105人、未熟児養育医療給付19人) 今後も子育て家庭に対し、子育て支援サービスの提供及び、経済的支援を継続し子育ての支援に努める。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導」
7	建築住宅課	令和4年度は20世帯の子育て世帯に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は8世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.6「子育て世帯等の公的住宅への入居」
8	管理課	前年度から引き続き就学援助費・在日外国人学校就学補助金の支給、実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用給付事業を実施した。これにより子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、幅広く補助を行うことができたため、今後も事業を継続して実施する。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
9	青少年育成課	放課後児童クラブの入会案内に育成料の減額及び免除の説明を記載し周知した。 なお、基準日時点で芦屋市に住民票がある方に関しては、市民税証明書提出を不要とすることで、援助の受けやすい体制となっている。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課(福祉医療係)	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(こども政策課こども支援係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護を必要とするひとり親家庭の申請に基づき、生活保護費の支給をはじめ、個々のケースに応じて相談支援や情報提供などを行っている。生活保護費の支給といった直接的な経済支援だけでなく、相談できる関係機関を案内したり利用できそうな制度を紹介したりすることで、生活の立て直しや生活の維持向上を図った。また、真に支援を必要とするひとり親家庭が生活保護の申請をためらうことがないよう、ホームページの記載内容を改めた。 一方、生活保護費を得ることで、就労への意欲が低下してしまう家庭の自立が課題であるため、関係機関との連携を密にし就労自立を促す必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	こども政策課(こども支援係)	母子・父子家庭相談について、母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じた。また、法律問題(離婚、相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につないだ。(母子・父子自立支援員:1人 相談件数:701件(前年度675件)) ひとり親家庭の就労支援援助について、母子・父子自立支援プログラム参加者は3件(前年度1件)あった。ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行った。 ひとり親家庭に対する経済的支援について、児童扶養手当(受給者数:483人(前年度473人))、母子父子寡婦福祉資金の貸付(申請件数:4件(前年度5件))、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(受給者数:479人)を行った。 今後も市ホームページ等を通じて、ひとり親家庭への支援制度の周知に努める。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	建築住宅課	令和4年度は13世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は7世帯であった。市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子の健康づくりの推進
施策の方向性	健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)		
1 こども家庭・保健センター	【妊産婦健康相談】	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。 母子健康手帳交付時の保健師・看護師による全数面接525人 妊産婦(母乳)相談件数41件	
	【乳児家庭全戸訪問】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。対象戸数 528戸 訪問数 470人(うち新生児訪問 10人)訪問率 89.0% 〔未訪問の内訳〕 他市・他機関への依頼による訪問15人 電話相談対応23人 病院入院中2人 転出8人 転入8人 連絡つかず2人	
	【乳幼児健康診査】	4か月児／10か月児／1歳6か月児／3歳児にて健康診査を実施している。 ・4か月児健康診査: 受診者517人 受診率97.4% ・10か月児健康診査: 受診者479人 受診率90.2% ・1歳6か月児健康診査: 受診者582人 受診率90.7% ・3歳児健康診査: 受診者639人 受診率93.8%	
	【育児相談】 【妊産婦相談】	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。実施回数12回 参加延べ人数 333人 参加実人数 137人 あいあいの一むでの育児相談: 37人	
	【こどもの相談】	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。 ■精神科医師による相談: 実施回数15回 相談実数31人 延べ数43人 ■小児科医師による相談: 実施回数6回 相談実数15人 延べ数17人 ■心理相談員による相談: 実施回数38回 相談実数88人 延べ数103人	
	【親と子どもの健康教育】	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。 ■プレおや教室「沐浴クラス」: 実施回数6回 参加延べ数122人、 「出産準備クラス」: 実施回数6回 参加延べ数83人 ■もぐもぐ離乳食教室: 参加延べ数186人、 ■オンラインもぐもぐ離乳食教室(後期): 参加延べ数 32人 ■幼児の食事とおやつ教室: 参加延べ数16人 ■食事Good/バランスアップ教室: 参加延べ数3人	
	【アレルギーに対する事業】	アトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談や、アレルギーに関する専門医の講義を実施する。 ■アレルギー健康診査: 対象者数123人 受診者数46人 ■アレルギー栄養相談: 相談延べ人数 7人 ■アレルギー教室(オンライン): 実施回数2回 参加者数58人 ■めだか水泳教室: 実施回数3グループ×8回 延参加者101人 実参加者15人	
	【予防接種事業】	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。「芦屋市の予防接種について」「予防接種と子どもの健康」を生後1か月半頃に個別送付。各健診、予防接種週間(チラシ配布)、就学前健診の予防接種確認等で予防接種についての接種勧奨を行っている。MR2期・DT・日本脳炎については、個別通知を行い勧奨している。HPVについても個別通知とともに、キャッチアップ接種を開始した。 ・結核(BCG): 515人 ・ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎(四種混合): 2,096人 ・麻しん・風しん(MR): 1,170人 ・ヒブ(Hib): 2,084人 ・小児肺炎球菌: 2,084人 ・水痘: 986人 ・ジフテリア・破傷風(DT): 767人 ・子宮頸がん: 1,173人 ・B型肝炎: 1,550人 ・日本脳炎: 3,277人 ・ロタウイルス: 1,159人	
		引き続き、相談・健診・教育を中心とした母子保健事業をきめ細かく実施し、切れ目なく支援を行っていく。	
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「妊産婦歯科健康診査」 No.3「乳児家庭全戸訪問事業」 No.4「乳幼児健康診査」 No.5「保健センターによる育児相談」 No.6「こどもの相談」 No.7「親と子どもの健康教育」 No.8「アレルギーに対する事業」 No.9「定期予防接種事業」	
2 市立芦屋病院	当日10時までに連絡があれば利用可能な病児・病後児保育を実施し、令和4年度利用実績は、延べ182人。また、令和4年度は「産後ケア入院」は問い合わせや利用の意向はあったものの、申込者の新型コロナウイルス罹患や持病により、利用は2件であった。 また、院内保育所(対象は生後57日目から10歳に到達する年度末。定員18人まで)を設置し、職員が働きやすい環境も整備している。		
実施事業	No.10「市立芦屋病院による育児支援」		

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課 (管理係)	芦屋市子育て応援団(民生委員・児童委員や福祉推進委員等で構成)の訪問希望があったご家庭に、地域の情報とスタイを持って訪問している。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により活動を休止していた、4か月健診での訪問促進の声かけ活動を再開し、116件の訪問につながった。地域での身近な相談相手がいること、本市の子育て支援制度や情報を知ってもらうための活動なので、より多くの保護者にご利用いただけるようPR活動を推進していく。
	実施事業	No.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」
2	こども政策課 (政策係)	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページに掲載し、受講希望者を取りまとめた。 令和4年度は、募集に関する問い合わせが多数寄せられ、研修受講希望者は11人であり、申込者は増加傾向にある。令和4年度に令和2、3年度研修受講者に対してアンケートを取ったところ、就労している人は研修の受講がその後の就労等に役に立っているという評価だった。一方で受講前に就労していない人で子育て支援員となった方の活躍の場を見つけていくことが課題である。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」
3	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターでは、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、必要に応じてこども家庭総合支援室等の関係機関へ繋いでいる。今後も複雑な相談の増加が予測されるため、令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」となったことに伴い、切れ目ない一体的な支援を実施していく。
	実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」
4	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めており、令和4年度相談延べ人数は108人だった。
	実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 (ほいく係)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、研修や世代間交流などを中止、延期、または縮小しての開催となった。今後は関係施設と情報共有しながら、順次再開、拡充をして開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児への関わりや個別支援計画の立て方、保育士等のキャリアアップ研修についての研修会の開催については、参加人数を減らして行った。今後は徐々に拡大しながら開催する。 ・巡回訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問人数を減らして行った時期もあったが、その期間以外は概ね予定通り行うことができた。巡回訪問では、保育士や幼稚園教諭が訪問し、事故防止、給食、保育の質の自己評価等について情報共有を行い、助言を行った。今後も継続して行う。 ・保育の質の評価については、評価に関する冊子を市立、私立職員に配布し、個人の評価や園としての振り返りも行い、ホームページに掲載した。また、必要な研修等の検討を行い実施した。今後も継続して行う。
	実施事業	<p>No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」</p>
2	ほいく課 (施設運営係)	<p>市内の私立保育施設で、保護者の仕事、疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。令和3年度より引き続き、市立西藏こども園内でも行うことで、さらに提供体制を確保することができた。</p> <p>また、私立保育施設で働く保育士への援助として、一時金の支給及び家賃の一部援助を実施した。今後も引き続き保育士・保育教諭の定着を図る支援を検討していく。</p>
	実施事業	<p>No.1「一時預かり事業」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.8「教育・保育施設の職員等に対する援助」</p>
3	ほいく課 (施設整備係)	<p>令和4年4月開園のいせ虹こども園及び、同6月開園のあいさいこども園の整備を行った。</p> <p>また、令和4年4月から民間移管した打出保育所・大東保育所において、移管後のフォローアップを行った。</p> <p>今後も引き続き、人口動態を見極めながら待機児童対策に取り組んでいく。</p>
	実施事業	No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
4	管理課	<p>市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。幼稚園全体の園児数が減少しているが、1園当たりの平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、令和4年度は令和3年度に引き続き、岩園幼稚園において、3歳児の受け入れを行った。市立幼稚園における3歳児保育の検証を継続するとともに、引き続き預かり保育事業を実施していく。</p>
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
5	保健安全・特別支援教育課	<p>3年ぶりに小学校区ごとの「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、就学前教育・保育施設間の幼児や保育者間の交流を図ることができた。幼児にとっても、小学校への期待へとつながるよい機会となった。</p> <p>また、市立幼稚園全園が実施した公開保育を伴う保育研究会や、幼保小合同連絡会、特別支援教育報告会並びに研修会、幼稚園教育実践報告会等を通して、市内の保育者や小学校教諭が共に教育について考え合うことができた。今後も、就学前教育・保育施設の保育者間の交流や研究会、研修会を通して、質の高い幼児教育を目指していく。また、「子どもの読書のまちづくり事業」では、幼児が小学校図書館に行き、絵本に親しむ機会を増やしていく。</p>
	実施事業	<p>No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.9「子どもの読書のまちづくり事業」</p>
6	図書館	<p>未就学児の児童及びその保護者が参加できるイベントを開催した。令和4年度は、「親子で楽しむ絵本の会」(7回、96人)、「絵本の会」(73回、435人)、「打出分室こどもおはなしの会」(12回、52人)、「夏休み折り紙教室」(1回、26人)、「夏休み人形劇の会」(1回、28人)、「ちいちゃなこどものおはなしかい」(6回、75人)、「niwa-doku」(文化ゾーン連携事業-芦屋市立美術博物館・芦屋市谷崎潤一郎記念館)(1回、507人)、「夏休み特別企画 読書クイズ」(1回、74人)、「秋の図書館スタンプラリー」(1回、68人)を開催した。</p> <p>また、市内の幼稚園・保育所へ図書館職員が出向いて絵本の読み聞かせを行った。(4回、71人)市内のこども園や保育所の子どもが図書館に来館した際にも絵本の読み聞かせを行った。(10回、170人)今後も保育施設との交流に取り組んでいく。</p>
	実施事業	No.9「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症防止の観点より、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて給食体験、プール体験等の小学校訪問や小学生との交流がほとんど行えなかった。小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」については行うことができ、校内を探検したり、鉛筆の握り方等を教えてもらうなどの体験をすることができた。今後も円滑な接続を目指し、近隣の小学校と連携を取りながら、幼稚園や認定こども園、保育所と交流していく。
実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」
2 保健安全・特別 支援教育課	幼保小合同連絡会では、幼小の円滑な接続について、県の指定研究をされた他市の小学校長の講話を聴くと共に、小学校区ごとのグループに分かれて意見交流を行い、接続期について考え合うことができた。また、3年ぶりに「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、小学校区ごとの就学前教育・保育施設の幼児や保育者間の交流が図られ、幼児の小学校生活への期待を高める機会にもなった。また、各学校園で、幼児と児童のリモートや対面での交流、幼児の小学校の図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等、感染防止対策を講じ、工夫しながら交流を行った。今後、就学前教育・保育施設と小学校との保育・授業参観、研究会等を通して、継続的、発展的な取組をめざし、円滑な接続を推進していく。
実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	広報国際交流課	潮芦屋交流センターでは、子どもを対象とした教室(英語、空手、バレエ、ダンス、習字等)で貸室を定期的に提供しているだけでなく、イベント利用で多目的室をたくさん子どもたちに提供している。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室を開催し、今後も子どもの居場所として地域に開かれた施設運営を目指す。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画・協働推進課	あしや市民活動センターでは、市民活動に関わることの面白さを子どもの頃から体感するための活動の場と、自らの力を発揮できる居場所を提供した。 学び、遊べる場の提供として、「夏休みわくわくスペシャル」(小中学生対象:4日間58人参加)、「おやこDAY」(就学前の親子対象:1回36人)、「芦屋発 君も今日から新聞記者」(高校生対象:6回講座9人参加)を実施。 母親と子どもの居場所作りとしては、「つきいちよるごはん」(年長から小学校低学年対象:6回97人参加)を2か月に1回実施した。 「芦屋川お掃除隊×石ころアート」では、高校生・大学生の実行委員会が主体となり、子どもたちが楽しめる場を2回実施し、89人が参加した。 「あしや部(芦屋市在住高校生の交流の場)」では、各自が取り組みたいテーマや自治会等からの依頼事項に取り組み、206人(15回)が参加した。 今後も上記事業を継続し、市民活動を支える中間支援組織として活動の場を提供していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	体力増進教室である「卓球ひろば」を年間6回開設し、1年生から6年生まで多くの児童99名が参加し、卓球を通して子ども同士が楽しく交流することができた。今後も開設回数を増やすなど、より多くの子どもたちが参加できるよう、継続して事業を充実させていく。
	実施事業	No.7「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	芦屋市立あしや温泉にて、令和2年度から新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施を見送っていた子ども同士の交流の場として計画していたイベントについて、令和4年度は感染症対策を行いながら、6回実施した。 次年度以降も、引き続き、子ども同士の交流の場として季節にあわせた子供向けイベント(こいのぼりフェア、七夕ウィーク、あしや温泉夏祭り、クリスマスイベントなど)を実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	地域福祉課 (地域福祉係)	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業における子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所の提供を行った。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一堂に会する催事を中止にせざるを得ない状況があり、例年と比較し開催回数が減少した。 コロナ禍が長期化する中で、開催方法の検討を行った結果、インターネット媒体(YouTube)を用いて企画内容を配信し、継続的な実施を行った。 参加者の増加や参加者同士の交流という面では課題が残っているため、配信以外の開催方法を引き続き検討していきたいと考えている。
	実施事業	No.10「地域まなびの場支援事業」
6	地域福祉課 (福祉センター係)	市の事業実施時や貸室時以外に、市民に運動室を開放した。子どもから高齢者まで多くの利用があるが、令和4年度から使用時のルール変更(時間制限)を行ったことにより新規の利用者も増加し、子どもの居場所としても有効活用ができています。 前年度と比較したところ、実施回数は29回増の508回、参加者数は1,106人増の5,646人であった。 引き続き子どもの居場所となるよう努めていきたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
7	こども政策課 (政策係)	子どもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて、全庁的に周知するために、毎月1日に掲示板に掲載し、活用促進を図った。また、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
8	ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放や体験保育を実施できなかった。今後は徐々に再開できるよう時期を検討していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターの子育て支援室むくむくを中心に、市内の認定こども園や幼稚園、児童センター等で事業を実施している。今後も、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
10	道路・公園課(管理係)	職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
11	保健安全・特別支援教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、全市立幼稚園にて、「3歳児親子ひろば」や「未就園児交流会」を実施し、コロナ禍でも、地域の未就園児が安心して遊べる場づくりや、子育て相談の場を提供した。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後も、市立幼稚園の「園庭開放」や「未就園児交流会」の内容や工夫により、地域における子育て支援の充実を目指していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	月1回図書館が実施することもおはなしの会で和室を活用している。(利用料免除) 隣接する幼稚園に日本庭園を開放し、自然体験活動の場として提供している。(利用料免除) 小学校3年生の市内施設巡りや保育所の津波緊急避難場所(大東保育所・令和3年度からは西藏こども園)としても活用している。 今後行われる大規模改修による日本庭園と隣接する打出公園との一体化に併せて、子どもたちがより訪れやすい環境を整備していく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課(美術博物館含む)	校庭開放事業を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。またコミュニティ・スクールでは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。 美術博物館では、中学生以下の観覧料(入館料)を無料にし、各ワークショップなどを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進しているが、令和4年度においては改修工事に伴う休館の影響で、従来の1/4程度の事業実施となった。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.6「コミュニティ・スクールへの支援」 No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	体育館・青少年センターは、青少年センター機能を有していることから、有料施設を青少年活動で使用する場合は、施設使用料の減免を行っている。 また、無料で利用することができる自習室やキッズスペースを設置している。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	市内全8小学校で「放課後子供教室事業」あしやキッズスクエアを継続実施。放課後に校庭及び校舎内を利用し、地域の方々の参画のもと、児童が安心して過ごせる安全な居場所を延べ1,805日提供した。地域・企業・高校・大学等の協働による多様な「体験プログラム」については、コロナ禍での「居場所づくり」の継続を優先した結果、開催数が減少しているが、今後は、オンラインの活用を含めて、児童に様々な体験の機会を提供していくことが課題である。 登録児童数合計1,369名(31.6%) 1校あたりの平均参加児童数16.6名/日 年間プログラム開催数251回 地域スタッフ マネージャー1名及び安全管理員2名/日 子ども会連絡協議会への支援については、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことを受けて秋及び春のバス旅行等の様々な活動の支援を行うことが出来た。
	実施事業	No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.5「子ども会への支援」
16	市民センター(公民館含む)	公民館事業の「夏休み子ども教室」と「親子ひろば」を実施。「夏休み子ども教室」ではオカリナ教室やアニメ映画会などの教室を開講し、親子合わせて211人が参加した。『親子ひろば』では図書室スタッフと合同で～人形劇を作って遊ぼう～と題し、夏に開催では、33人、冬の開催では、23人の参加者があった。今後も子どもの居場所づくりができるような事業を継続したい。
	実施事業	No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	幼児、小学生を対象とした事業として「えほんの会」、「こどもおはなしの会」、「夏休み人形劇の会」、「夏休み折り紙教室」、「夏休み怖くて楽しいおはなしの会」、「小学生の本の部屋」、「夏休み特別企画 読書クイズ」、「秋の図書館スタンプラリー」、を開催した。今後も、図書館が子どもの居場所となるよう努める。
	実施事業	No.8「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。 警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)			
1	地域経済振興課	令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたため、高校生への啓発取組として市内の高校(5校)の2、3年生にチラシを配布した。また、クラーク高等学院の2年生に若者の消費者トラブル防止の出前講座(オンライン)を実施した。今後も若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるため、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、必要な時期に必要な消費生活の知識を身につけることができるよう引き続き消費者教育の推進に取り組む。		
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」		
2	地域福祉課 (管理係)	市のホームページの公共施設等バリアフリー情報を最新のものに更新し、安心して外出できるように情報提供を行った。今後も適宜、情報を更新していく。		
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」		
3	ほいく課 (ほいく係)	定期的に想定を変えた防犯訓練を実施し、その他毎月の火災訓練や津波を想定した避難訓練を行い、子どもたちの防犯、災害への対応について意識を高めた。また、市立・私立こども園・保育所に「ぼうさいのしおり」を配布し、日々の教育・保育の中で、冊子を使って犯罪、事故、災害に対して啓発を行った。今後も繰り返し啓発を行い、子どもたちの防犯、防災の意識を高めていく。		
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」		
4	道路・公園課 (交通安全係)	交通安全施設や公益灯の整備、路側帯のカラー化により、より安全な通行や事故防止が図られている。自転車通行空間の整備を行った箇所において、交通ルール等の啓発を行った。また、子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、こども園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する教育・啓発活動を行った。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施した。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。		
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」		
5	道路・公園課 (維持係)	公園施設を安全・安心に利用できるよう、遊具等の適正な維持管理を行った。公園で安全に遊ぶことができるよう啓発の仕方を工夫する。また、街路灯等の設置・整備として新設23灯(LED23灯)、照度アップ等容量変更として136灯(LED136灯)、公益灯LED化計画により80灯の改良を実施した。近年の予算規模縮小により、計画の見直し等を行っており、整備は進んでいるが、全国的にLED化が進んでいることから製造メーカーの対応の遅れなどもあり、進捗ペースが鈍化していることが今後の課題である。		
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」		
6	基盤整備課	老朽化した公園遊具の更新を実施した。引き続き、安全に公園遊具を利用してもらえるように遊具更新を進めていく。		
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」		
7	防災安全課	地域の防災訓練や出前講座、広報等を通して、あしや防災ネットの普及・啓発を行い、登録者数が令和5年3月末時点で10,724件となり、アプリの登録件数は8,236件で前年度と比較して1,025件増加した。活用方法は、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況等の発信を行い、平時においてもイベント等を周知する有効な手段の一つであり、引き続き、子育て世代等幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進をしていく。		
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
8	建築課	保育所施設等の公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子供等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。今後の公共施設の改修等においても、施設の規模や利用実態等を考慮し、整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
9	救急課	子どもの急病や事故等が発生した場合、早期に適切な対応ができるよう、保護者及び関係者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整えた。令和4年度の実績 救急講習実施回数 27回(受講者364人) 新型コロナウイルス感染症拡大時に実施したDVD・人形の積極的な貸出しを推進する。
	実施事業	No.9「救急法の学習」
10	保健安全・特別支援教育課	芦屋市交通安全プログラムに基づき、潮見中学校区内の各小学校(潮見小学校・浜風小学校)の通学路点検を実施した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前に情報を集約した箇所を警察と行政の関係各課のみで点検を行い、ホームページ上での報告を行った。また、交通安全教室やALSOKあんしん教室を計画的に実施し、幼児児童生徒に啓発活動を行った。今後も引き続き計画に基づいた通学路点検や各種教室を開催していく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
11	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で職員が山手中学校区を週2回、小学校低学年の下校時の巡回見守りを行っている。不審者情報、交通違反等が続く時期があったので、現場の確認と再発の防止に努めている。また、青少年育成愛護委員からは登下校の見守りや公園パトロールに加え、就学前施設に愛護委員が行き、「ピンクのベストの愛護委員」の存在を新1年生や保護者に伝えている。今年度は通学路でない道を登下校に利用する児童が複数例みられたので、学校や地域の方と連携して安全な登下校ができるように情報共有を行った。これからも、青少年が安全に安心してすごせる地域づくりの取り組みを行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	児童虐待防止対策の推進
施策の方向性	すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	教育委員会等の関係機関と連携して支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を開設し、こどもを取り巻く様々な環境に対応し虐待の発生を未然に防ぐため、相談・支援体制を強化し対応の充実を図る。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校支援課	専門カウンセラー、専門知識をもつ相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。相談内容については必要があれば、緊急に市内小中学校教職員と情報共有を進め、関連機関とも連携する等、子どもの育ちを支えている。今後も相談体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	令和3年4月1日より学校教育部の教育相談体制を見直し、一貫した専門的なアドバイスがすぐに受けられるように教育相談の窓口を学校支援課(旧学校教育課)に一本化した。今後も情報提供等連携し、協力体制をとりながら子どもの育ちの支援を行っていく。
	実施事業	No.4「教育相談」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向4	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 障がい福祉課	個々の身体状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、集団生活への適応や生活の自立を目指して支援をしている。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時や家庭療育支援講座での案内等、普及啓発に取り組んだ。機能訓練については、希望者が増加し待機が長期化していることが課題であるため、新規対象者の受入れが広がるような体制や方策を検討していく。療育支援相談では、療育に関係する庁内外の機関の間で情報共有を図り、相互の連携による一体的・継続的な支援を得られるよう、引き続き取り組む必要がある。
実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.6「障がい児機能訓練事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
2 こども政策課 (こども支援係)	早期療育訓練の実施については、「芦屋市立くすくす学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、身辺自立や集団適応を目標に、発達相談・言語訓練・親教室・育児相談などを取り入れ、療育訓練を行った(利用者数:23人)。 療育支援相談事業については、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換を行い、今後の支援の方向性を協議した。継続的な個別相談を受けている子どもや関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援を検討していく。 サポートファイルの普及・啓発については、障害児通所支援申請時に、窓口で保護者にサポートファイルを渡し、活用方法を説明した(配布数:9件)。保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討をしていく。
実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
3 ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、年4回開催予定のインクルーシブ教育・保育研修会のうち1回は園内研修になり、外部からの参加はできなかったが、すべて実施することができた。研修会では、配慮を必要とする子どもの姿から、支援の方法についてグループワーク、検討、協議を行い、医師の助言を受けながら、より良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とする子どもについては、より良いケアにつながるよう「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有を行った。サポートファイルについては保護者に声をかけ、必要とする家庭に配布した。今後は感染対策を講じつつ、徐々に研修会を拡大して実施していく。
実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
4 こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。 こども家庭・保健センターの窓口でサポートファイルを常備しており、窓口に来所された方に配布を行っている(配布数:1件)。 また、地区担当保健師が必要な方へはサポートファイルの情報提供を行っている。
実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
5 市立芦屋病院	文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及びリハビリテーション科技師が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和4年度は982件、前年度(913件)比8%増加した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても増加傾向を示しており、新規のかたや他府県からの受診もある。
実施事業	No.7「学習支援外来による医療支援」
6 学校支援課 保健安全・特別支援教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員と連携し、巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師の専門職からの助言を受け、支援の内容や方向性の確認と情報共有を保護者と共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で個別の教育支援計画や個々の実態に合わせた個別の指導計画を作成した。日本語指導を必要とする外国人児童生徒等にボランティアを配置し、日本語指導や学習・生活支援を行った。日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、ニーズに即応するための支援人材の安定確保が必要である。
実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.4「特別支援教育センターの相談」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 No.9「日本語指導支援ボランティア」 No.10「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 人権・男女共生課 (男女共生係)	<p>父親が子育てに関わりをもち、夫婦間コミュニケーションやパートナーシップ、現状の生活や働き方を見直す機会を提供することを目的に下記のような事業を実施し、アンケート結果からも今後の育児参画に前向きに取り組みたいと希望する回答が多く、事業の満足度も高かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒に参加する工作講座(2回開催、47人参加) 父親が簡単な料理に取り組むことで家事に関わるきっかけを提供する講座(1回開催、8人参加) 男性が育児・家事に積極的に関わる方法とその効果をテーマとした講座(1回開催、8人参加) 父親同士が育児を通じて交流する場を提供する事業(6回開催、51人参加) <p>父親向けの講座・事業について、他の事業に参加している母親を通じて参加を呼びかけるなど周知を行っているが、さらに多くの子育て中の父親本人に周知するための方法の検討が課題である。</p> <p>また、男性の働き方の見直しにあたっては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、事業者向けの働き方改革、男性の育休取得促進を目的としたセミナーを企画・実施した(1回開催、8人参加)。アンケート結果からも、働き方の見直しについて新たな気づきがあった、との感想があったが、集客に苦労したため、さらなる周知・啓発方法の検討が必要である。</p>
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.6「多様な働き方の啓発」
2 地域経済振興課	<p>国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、71名が参加した。</p> <p>働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。</p> <p>また、多様な働き方の支援につながるコワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託し、利用者の特性に合わせたコンテンツを提供しており、引き続き利用者の特性に合わせた事業内容を行いたい。</p>
実施事業	No.6「多様な働き方の啓発」
3 ほいく課 (施設運営係)	<p>市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。</p> <p>病児保育事業については、令和3年度より引き続き、精道こども園内で事業を行い、提供体制を確保することができた。今後も周知などにより利用を促すと共に、利便性の向上に努めていく。</p>
実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業(病児対応型)」 No.4「病児保育事業(体調不良児対応型)」
4 ほいく課 (ほいく係)	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、運動会や生活発表会は人数制限を行いながら開催した。土曜日開催のため、父親の参加も多かった。今後は必要な対策を講じながら、参加人数を拡大して開催し、参加を促すようにしていく。</p>
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5 こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	<p>土曜日の「つどいのひろば」への父親の参加者が多いため、コロナ禍で縮小していた土曜開催の事業の見直しを図る。また働き方の変化により平日の事業にも父親の参加者が増えてきているため、継続的に父親が育児参加できるように頃から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。</p>
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6 こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	<p>プレおや教室を土曜日・日曜日に開催している(「沐浴クラス」実施回数6回 参加延べ人数122人「出産準備クラス」実施回数6回 参加延べ人数83人)。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加されている。</p>
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7 保健安全・特別支援教育課	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて、1学期に土曜参観、2学期、運動参観日・音楽参観日を開催し父親も参観、参加できる機会となった。今後も、父親が子どもと関わったり、参加しやすい内容のイベントを行ったりして、父親の子育てへの参加促進を図る。</p>
実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8 青少年育成課	<p>放課後児童クラブを市内全8小学校で実施 全体入会者数756人(令和4年4月1日現在)【低学年618人・高学年138人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8校のうち4校を民間事業者に継続して委託した。 岩園小学校に1学級増設することで待機児童を0人とした。 <p>今後、学校敷地内で専有の保育スペースを確保し、引き続き、待機児童を出さない対策が求められる。</p>
実施事業	No.5「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実が必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。		

担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1 地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、71名が参加した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。
実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2 ほいく課 (入所係)	育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保育コンシェルジュを配置し、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行っている。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行っている。今後の課題としては、保育施設の施設整備が進んでいるものの、希望する時期に入所ができず復職するのが難しい場合もあるが、園見学を案内するなど、入所希望施設を増やすことができないか保護者と相談し、入所率の向上を目指す。
実施事業	No.3「利用者支援事業」
3 こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している(相談延べ人数108人)。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。
実施事業	No.3「利用者支援事業」

第4章 重点事業実績と評価

重点事業の評価基準について

第4章においては、新たに設定する重点事業の令和6年度目標に対する進捗を年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価する。

「事業の進捗状況」及び「質の向上」の2点に対して評価する。

<進捗状況に対する評価>

- A 評価 … 令和6年度目標を達成している
- B 評価 … 令和6年度目標は未達成だが、推進が認められる
- C 評価 … 令和6年度目標に対して推進が認められない

<質の向上に対する評価>

- A 評価 … 向上できた
- B 評価 … 現状維持
- C 評価 … 向上できなかった

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和6年度目標	令和4年度の取組・課題と対応策	進捗評価	質の向上
基 1-1 No.9	子育て支援センター・ 子育て世代包括支援 センター	こども家庭・ 保健センター (こども家庭 総合支援担 当)	こども家庭総合支援室、子 育てセンター、ファミリー・ サポート・センターや子育て 世代包括支援センターが、 子育て支援の拠点として他 機関との連携によるネット ワークでの総合的な子育て 支援を行う。	こども家庭総合支援室、 子育てセンター、ファミ リ・サポート・センター 及び子育て世代包括支 援センターにおける他機 関との連携を強化	充実	子育てセンターでは、コロナ禍により孤独、孤立感を持ちつつある親子に対し て、事業を通じて声掛けや相談などを実施し、必要があれば子育て世代包括支 援センターの保健師やこども家庭総合支援室の支援員につなぎ、こどもを遊ば せながら面談などを実施した。相談後も事業に参加されるなかで継続して見 守りを実施することが出来た。 こども家庭総合支援室では、定期的に学校・園でのこどもの状況を担当教諭か ら聞き取りを実施した。 さらに相談・支援体制を強化し対応の充実を図るため、全ての妊産婦、子育て 世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点とし て「こども家庭・保健センター」を令和5年4月設置する準備を進めた。	A	A
基 2-1 No.5	幼稚園教諭、保育士 の人材育成と資質の 向上	ほいく課	幼稚園教諭、保育士、保育 教諭等としての資質や指導 力の向上のため、研修、実 習等を通じた人材育成の充 実を図る。	研修会への参加人数	450人	取組： 【こども園・保育所・ほいく課実施分】 ・ほいく課主催研修19回 (市立私立認定こども園、保育所職員、ほいく課職員延べ459名) ・こども園・保育所主催研修 9回 (市立私立認定こども園、保育所職員、ほいく課職員延べ126名) ・保育士等キャリアアップ研修 5回 (私立保育園職員、ほいく課職員延べ277名) 実施状況：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、参加人数を制限し て開催した。 課題：新型コロナウイルス感染症拡大のため直前まで開催の可否について対応 を迫られることがあった。 対応策：対策を講じながら開催できるようにする。	A	B
		保健安全・ 特別支援教 育課				芦屋市立幼稚園5園が公開保育を伴う研究会を実施した。また、特別支援教育 報告会並びに研修会や幼稚園教育実践報告会でも、就学前教育・保育施設の 保育者が共に学ぶ機会となった。就学前研修会では、実技や講話など、幅広い 分野の研修会を開催した。学校教育課主催の研究会、研修会において、市内の 幼稚園教諭、保育教諭、保育士が共に学んだ人数は、延べ292人であった。今 後も、共に学ぶ場を大切に、指導力向上、人材育成の充実に努める。	B	B

第4章 重点事業実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和6年度 目標	令和4年度の取組・課題と対応策	進捗評価	質の向上
基 2-1 No.6	教育・保育施設への 巡回訪問及び保育の 質の評価	ほいく課	市職員が定期的に各施設を 訪問し、保育内容や環境等 について意見交換・助言等 を行う。また、「芦屋市 保育 の質の評価」のチェックシー トを活用し、保育の質の向 上を目指す。	各施設への年2、3回の 定期的な巡回の実施	充実	取組： 【認定こども園・保育所等について】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じながら、25施設を延べ62 回訪問した。 ・事故防止や食育について確認し合い、今後の対策等を話し合った。 【芦屋市保育の自己評価の活用と評価】 ・市立私立認定こども園・保育所等が自己・施設としての評価を行っていること を12月のホームページで公開した。 課題：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、人数を減らして訪問す るなどの対応が必要だった。 対応策：感染防止対策を講じながら、実施していく。	B	B
基 3-1 No.1	地域における子育て 支援活動	市民参画・ 協働推進課	あしや市民活動センターや 幼稚園、保育所、認定こども 園等の公共施設を利用し、 子育ての情報交換・団体間 交流・ネットワーク化を図 り、地域における子育て支 援活動の充実を図る。	子どもの育成にも効果 的な活動を行う市民活 動団体への支援及びあ しや市民活動センターに おける事業の実施	充実	あしや市民活動センターは、市民活動を支える中間支援組織である。子どもの 支援活動団体には活動の場、子どもには市民活動を楽しく体験する場、それぞ れをつなぐ場を下記の取り組みを通して提供した。 ・「あしや子ども笑顔ネット」では、子どもを笑顔にする取り組みの1つとして 「芦人認定」があり、現在25名が認定されている。10月に「あんあーと」を開催 した際には、小学生・高校生のボランティアが活躍し、155人がイベントに参加 した。 ・「夏休み！わくわくスペシャル」は、子どもの居場所づくり、団体の活動の場と いうコンセプトで開催した。(4日間58人参加) ・「おやこDAY」は、就学前の親子が学びながら楽しむ1日として、市民活動団 体や市内学生と協働して事業を開催した。(36人参加) ・「芦屋発 君も今日から新聞記者」は、神戸新聞社の協力を得て、芦人認定者 へ取材を行い、新聞を作成した。(6回講座9人参加) ・「あしや部(芦屋市在住高校生の交流の場)」では、各自が取り組みたいテーマ や自治会等からの依頼事項に取り組んだ。(15回206人参加) ・ママと子どもの居場所「つきいちよるごはん」では、親子の食育やワークショッ プなどを2か月に1回開催した。(6回97人) ・小学生の「スマイルボランティア」は、今年度より活動を再開した。	A	A
		ほいく課 保健安全・ 特別支援教 育課		幼稚園、保育所、認定こ ども園での子育て世帯 への施設開放の実施	充実	【幼稚園】 子育て支援では、感染状況に応じて、十分に予防対策を講じながら、3歳児親 子ひろばは、親子で楽しめるプログラムを工夫し市内5園で年間延べ181回、 843組の親子が利用をした。また、園庭開放では、在園児が5園で延べ470回 7,821人が、未就園児は、延べ205回990人が利用した。また未就園児との 交流会も115回563人が参加した。地域の子どもたちが園庭で安心して遊べ たり、気軽に子育ての相談をしたりする場となり、親同士が仲良くなり子育て の情報交換ができる場となった。今後も園庭開放等の更なる充実を図ってい く。 【認定こども園・保育所】 園庭開放実施回数：0回 実施状況：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、園庭開放が実施で きなかった。 課題：感染防止対策を講じながら、実施していく。	B	B

第5章 教育・保育の評価基準と実績評価

教育・保育の評価基準

第5章「4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」の評価については、次のとおりとする。

- ① 芦屋市に在住し、確認を受けない幼稚園（〔従来型〕幼稚園）を利用する子どもの人数及び3歳児からの教育希望はあるものの教育・保育施設を利用していない人数は把握ができないため、教育希望の「実際のニーズ量」を把握することができない。
- ② そのため、評価においては、「提供量（計画上の数値）」、「提供量（実績値）」及び「ニーズ量の見込み」によって評価することとする。
- ③ A・B・C評価のそれぞれについては、下表のとおり。

	提供量（実績値）が次の数値以上か。	
	提供量（計画上の数値）	ニーズ量の見込み
A評価	○	○
B評価	○	×
	×	○
C評価	×	×

【解説】

A評価・・・提供量（実績値）が、提供量（計画上の数値）及びニーズ量の見込み以上

B評価・・・提供量（実績値）が、提供量（計画上の数値）又はニーズ量の見込みのいずれか以上

C評価・・・提供量（実績値）が、提供量（計画上の数値）及びニーズ量の見込みを下回る。

令和4年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域	令和4年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み…①	283人	704人	224人	716人	146人	670人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）…②	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
上段（ ）内：実績値増加数						
（前年度比較）	(9人)	(▲44人)	(107人)		(24人)	(67人)
下段：提供量（実績値）…③	270人	855人	976人		184人	660人
実績と計画の比較						
（③-②）	▲30人	▲240人	▲79人		16人	▲47人
実績とニーズの比較						
（③-①）	▲13人	151人	36人		38人	▲10人
評価	C	B	B		A	C

山手圏域	令和4年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み…①	147人	326人	132人	212人	69人	241人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）…②	160人	540人	295人		62人	229人
上段（ ）内：実績値増加数						
（前年度比較）	(4人)	(▲24人)	(32人)		(9人)	(23人)
下段：提供量（実績値）…③	140人	410人	261人		66人	212人
実績と計画の比較						
（③-②）	▲20人	▲130人	▲34人		4人	▲17人
実績とニーズの比較						
（③-①）	▲7人	84人	▲83人		▲3人	▲29人
評価	C	B	C		B	C

精道圏域	令和4年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み…①	77人	244人	56人	315人	40人	275人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）…②	90人	360人		517人	76人	320人
上段（ ）内：実績値増加数						
（前年度比較）	(5人)	(▲20人)		(75人)	(15人)	(44人)
下段：提供量（実績値）…③	80人	280人		532人	88人	330人
実績と計画の比較						
（③-②）	▲10人	▲80人		15人	12人	10人
実績とニーズの比較						
（③-①）	3人	36人		161人	48人	55人
評価	B	B		A	A	A

潮見圏域	令和4年度					
	1号		2号		3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み…①	59人	134人	36人	189人	37人	154人
提供量（確保方策）						
提供量（計画上の数値）…②	50人	195人		243人	30人	158人
上段（ ）内：実績値増加数						
（前年度比較）	(0人)	(0人)		(0人)	(0人)	(0人)
下段：提供量（実績値）…③	50人	165人		183人	30人	118人
実績と計画の比較						
（③-②）	0人	▲30人		▲60人	0人	▲40人
実績とニーズの比較						
（③-①）	▲9人	31人		▲42人	▲7人	▲36人
評価	B	B		C	B	C

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

地域子ども・子育て支援事業の評価基準について

第5章においては、計画に記載している各年度の目標値・推計値に対する事業の進捗を年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価する。

「計画上の目標値(確保方策)」及び「実際のニーズ量」に対して評価する。

<進捗状況に対する評価>

- A 評価 … 各年度の目標を達成(○)かつ実際のニーズ量も達成(○)
- B´ 評価 … 各年度の目標は達成している(○)が、実際のニーズ量は未達成(×)
- B 評価 … 各年度の目標は達成していない(×)が、実際のニーズ量は達成(○)
- C 評価 … 各年度の目標を達成しておらず(×)、実際のニーズ量も未達成(×)

■補足

評価にあたっては、原則として上記の基準に基づき、目標値を達成できたかどうかを評価する。ただし、目標値と実際のニーズ量に乖離がある場合を想定し、毎年各事業においてPDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行う。

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和4年度 目標 (確保方策)	実際の ニーズ量	実績	令和4年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	ほいく課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	利用人数	512人	522人	522人	実利用者数:832人(うち18時以降利用者522人) 利用延べ人数:5,361人 実施園:26園 (市立保育所2園、市立認定こども園2園、私立保育園12園(6月~11園)、私立認定こども園4園(6月~5園)、私立小規模保育事業所6園)	A	通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。 今後もニーズの把握を行い、事業の充実に努める。
2	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後家庭での保護を受けることのできない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。	利用人数	低 613人	618人	618人	全体入会者数756人(令和4年4月1日時点) ・8校のうち4校を継続して民間事業者者に委託した。 ・岩園小学校に1学級増設し、校区内で待機児童を出さない運営を行った。	A	高学年においては、継続して利用する児童が増加しており、計画のニーズ量と実績との間に大きな乖離が生じたため、保育スペースを増設する等の対応をした。 今後も継続利用する児童が増加することを見込み、令和4年度に行った計画の中間見直しにおいて、令和5年度、令和6年度の量の見込みと確保方策を上方修正した。今後も、待機児童を出さないよう、対応していく。
				高 81人	138人	138人	A			

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和4年度 目標 (確保方策)	実際の 二一ズ量	実績	令和4年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
3	子育て短期支援事業 (子育て家庭 ショートステイ事業)	こども家庭・ 保健センター (こども家庭 総合支援担 当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施か所数	12か所	—	15か所	実施か所数:15か所 利用実績:1か所 利用人数:1人 年間利用日数:7日	A	コロナ禍もあり施設でのショートステイの受け入れが非常に難しいことから、令和4年7月よりショートステイの受け入れ先に里親を加えた。制度についての周知があまり進まず、利用はそれほど増加していないが、里親宅でショートステイを利用した家庭が何度も利用を希望されるなど、里親の利用については良好であると思われる。引き続き、制度の周知を図り、必要とされている家庭が利用しやすいように情報提供を行っていく。
4	地域子育て支援 拠点事業 (つどいの広場 事業)	こども家庭・ 保健センター (こども家庭 総合支援担 当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場(「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」)を提供する。	実施か所数	4か所	—	6か所	実施か所数:直営4か所、委託2か所 ・「むくむく」(子育てセンター) 開設日数:192日 利用延べ人数:8,956人 ・「もこもこ」(上宮川文化センター) 実施日数:50日 利用延べ人数:721人 ・「プチアンジュ」(岩園幼稚園) 実施日数:48日 利用延べ人数:1,743人 ・「パンピ」(西蔵こども園) 実施日数:191日 利用延べ人数:5,298人 ・「ひとしお」(しおさいこども園) 開設日数:241日 利用延べ人数:3,542人 ・「キオラクラブ」(浜風あすのこども園) 開設日数:191日 利用延べ人数:1,005人 その他 ・「あそぼう会」(子育てセンター) 開設日数:4日 利用延べ人数:177人 ・「オンライン事業」(子育てセンター) 実施日数:18日 利用延べ人数:105人	A	子育てセンター事業においては、コロナ禍により縮小・中止していた事業を、感染防止対策を講じながら、開催時間・定員等を徐々に増やした。オンライン事業は、自宅での参加のしやすさもあるため食事に関すること等健康課栄養士と共催のプログラムを継続して実施した。今後も事業の内容や実施の仕方などについて、従前同様ではなく新たな形態で実施することも含め、こどもや保護者が楽しめる事業を実施していくよう努める。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標		令和4年度 目標 (確保方策)	実際の ニーズ量	実績	令和4年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
				利用 人数							
5-1	幼稚園における 一時預かり事業	管理課 子ども政策課 ほいく課	園児の心身の健全な発達 を図るとともに、保護者 の子育てを支援するた め、幼稚園において在園 児を対象として教育時間 後等に保育を行う。	3歳		16,881人	5,791人	5,791人	【管理課】 ・市立幼稚園：1園(岩園幼稚園3歳) 利用延べ人数：679人 ・市内私立幼稚園：2園 利用延べ人数：611人 ・市外私立幼稚園(新制度未移行)：6園 利用延べ人数：1,608人 【ほいく課】 ・市立認定こども園：2園 利用延べ人数：1,276人 ・私立認定こども園：7園(市内5園、市外 2園) 利用延べ人数：1,617人	B	【管理課】 市立幼稚園では、令和3年度より、岩園 幼稚園で3年保育を試験的に始めたこと で、令和4年度も引き続き3歳児の預か り保育も実施した。利用率は他の4・5歳 児と比較して大差はなかった。 【ほいく課】 令和3年度より市立認定こども園で事業 を開始したが、昨年度に比べて延べ利用 者数が減少した。今後もニーズの把握を 行い、事業の充実に努める。
				4、5歳		41,713人	25,136人	25,136人	【管理課】 ・市立幼稚園：5園 利用延べ人数：11,918人 ・市内私立幼稚園：3園 利用延べ人数：2,353人 ・市外私立幼稚園(新制度未移行)：9園 利用延べ人数：3,204人 【ほいく課】 ・市立認定こども園：2園 利用延べ人数：3,601人 ・私立認定こども園：10園(市内5園、市 外5園) 利用延べ人数：4,060人	B	【管理課】 市立幼稚園の平均利用者数は、前年度と 大きく変わらず横ばいであるため、一定 数の利用ニーズがあることが認められ る。 【ほいく課】 令和3年度より市立認定こども園で事業 を開始したことにより、昨年度に比べて 延べ利用者数が増加した。今後もニー ズの把握を行い、事業の充実に努める。
5-2	保育所・ファミ リ-サポート・ センター等に おける一時預かり 事業	ほいく課	保護者の仕事、疾病、出 産、冠婚葬祭等の緊急か つ一時的な理由で家庭で の保育が困難となる場合 に保育所で預かり保育を 行ったり、ファミリー・サ ポート・センター事業によ り子どもを預かる。	保		3,083人	1,407人	1,407人	利用延べ人数：1,407人 実施園：6園 市立認定こども園1園、私立保育所4園、 私立小規模保育事業所1園で実施 (西蔵こども園、山手夢保育園、夢咲保 育園、茶屋保育園、はなえみ保育園、HANA 保育園)	B	目標値に対して乖離が生じているが、保 育施設の整備による定員枠の増加や認 可外保育施設の活用により、利用者数が 減少した。
				ファ		3,009人	2,508人	2,508人	利用延べ人数：2,508人 依頼会員：830人 協力会員：338人 両方会員：42人 合計：1,210人	B	感染防止対策をして事業を継続して実施 し、講習等も開催方法を工夫して実施す るなど質の向上にも努めた。在宅勤務等 働き方に変化が生じ、通勤時間の減少な どで保育所や学童保育の終了後の預か りなど減少が見られている。今後も事業 の周知啓発に努めていく。
		合計			6,092人	3,915人	3,915人				

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和4年度 目標 (確保方策)	実際の 二 ーズ量	実績	令和4年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
6	病児保育事業 (病児・病後児保 育事業)	ほいく課	病気や病気回復期の子 どもで、保護者の就労等 の理由で、保護者が保育 できない際に、保育施設 で子どもを預かる。	実施か所数	2か所	—	2か所	実施か所数:2か所 (市立芦屋病院内、市立精道こども園 内) 利用延べ人数:563人 (病児保育563人, 病後児保育0人)	A	令和3年度から市立認定こども園内 で事業を開始し、昨年度より延べ利 用者数が増加した。 今後も、事業の周知や利便性の向上 等に努めていく。
7	子育て援助活動 支援事業 (小学生)	こども家庭・ 保健センター (こども家庭 総合支援担 当)	保護者の仕事、疾病、出 産、冠婚葬祭等の緊急か つ一時的な理由で家庭で の保育が困難となる場合 に、育児の援助を依頼し たい人と協力したい人が 会員となって一時的、臨 時的に有償で子どもを自 宅で預かる相互援助活動 を行う。	利用人数	3,353人	1,518人	1,518人	利用延べ人数:1,518人 依頼会員:830人 協力会員:338人 両方会員:42人 合計:1,210人	B	感染防止対策をして事業を継続して 実施し、講習等も開催方法を工夫し て実施するなど質の向上にも努め た。在宅勤務等働き方に変化が生じ、 通勤時間の減少などで保育所や学童 保育の終了後の預かりなど減少が見 られている。今後も事業の周知啓発 に努めていく。
8	利用者支援事業	ほいく課	「子育てコーディネー ター」として認定した支援 者が、地域における様々 な子育て支援サービスの 紹介を行ったり、子育て に関する相談を受け専門 の施設へ繋いだりする役 割を担い、市民(利用者) が多岐にわたる子育て支 援サービスを円滑に利用 できるようにする。	実施 か 所 数	特定 型	1か所	—	1か所	A	ほいく課窓口にて保育所の入所相談 を中心に、子育て支援に係るサービ スの紹介を行う。
		母子保 健型			1か所	1か所		A	今後も継続して相談事業に取り組 み、切れ目のない支援を遂行してい く。	
9	妊婦健康診査 (妊婦健康診査 費助成事業)	こども家庭・ 保健センター	妊娠中の健康診査の受診 を促進し母体や胎児の健 康を確保するため、妊婦 健康診査費の助成を行 う。	利用人数	1,065人 ^{※1}	—	877人	妊娠届出数:525人 妊婦健康診査助成券利用人数:772 人 償還払い人数:105人 【妊婦健康診査助成金額】 5,000円×14枚 10,000円×1枚 2,000円×13枚 合計:106,000円	B	出生数の減少により、妊婦健診受診 券利用者、償還払い者は減少してい る。 妊婦健康診査の増額により、妊婦が いる世帯の経済的負担の軽減に寄与 しており、妊婦健康診査を受診しやす くなっている。

No.9は、もともと計画書において確保すべき【令和4年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

【※1】No.9「妊婦健康診査」については、令和4年度目標＝「推計値:1,065人」とします。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価

No.	事業名	担当課	事業内容	指標	令和4年度 目標 (確保方策)	実際の ニーズ量	実績	令和4年度実績・取組内容	進捗評価	課題と対応策 (目標値との乖離理由など)
10	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭・保健センター	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数	624件※2	—	470件	対象戸数 528戸 訪問数 470人 (うち新生児訪問 10人)訪問率 89.0% 【未訪問の内訳】他市・他機関への依頼による訪問 15人 電話相談対応 23人 (養育実態把握数 508人 (96.2%)) 【未把握者内訳】病院入院中 2人 転出 8人 転入8人 連絡つかず 2人	B	昨年度より、訪問率は少し上昇。継続して未訪問者についても追跡し、養育環境を把握している。専門職が訪問・養育環境を把握することで、育児情報の提供、保健相談を行うことができ、育児支援につながっている。
11	養育支援訪問事業等 (育児支援家庭訪問事業)	こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	利用回数	6回※3	52回	52回	延べ利用回数:52回 【ヘルパー派遣】 利用人数(実人員):2人 年間延べ利用日数:12日 【助産師派遣】 利用人数(実人員):7人 年間延べ利用日数:40日	A	令和4年7月より利用対象者の要件や利用上限回数を変更し、幅広い利用に繋げられるようにした。引き続き、制度の情報提供を行い必要とされる家庭にサービスが届くように努める。 また令和5年度より、重点的に支援が必要な家庭へは、申請・利用料不要のヘルパー派遣等を実施する。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	ほいく課	実費徴収または上乗せ徴収された日用品・文房具等必要な物品購入に要する費用、行事参加に要する費用等の低所得者の負担軽減を図る。	—	—	—	278人	利用者人数:225人	A	保育所・認定こども園・幼稚園等の対象者に対して、情報提供を行い、制度の周知に努める。
		管理課						利用者人数:53人 ・市立幼稚園:38人 ・私立幼稚園:15人	A	保育所・認定こども園・幼稚園等の対象者に対して、情報提供を行い、制度の周知に努める。
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	ほいく課	新規事業者が事業を円滑に運営していけるよう、支援・相談・助言等を行う。	—	—	—	62回	巡回訪問回数:62回 認定こども園特別支援教育対象人数:4人 ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、訪問人数を減らして巡回を行った時期があった ②訪問予定日時を園と協議し、感染対策を講じて巡回訪問を行った。	A	感染対策を講じながら、予定回数をすべて実施できるようにする。

No.10～No.13は、もともと計画書において確保すべき【令和4年度目標】を設定していないため、下記のとおり設定します。

【※2】No.10「乳児家庭全戸訪問事業」については、令和4年度目標＝「推計値:624件」とします。

【※3】No.11「養育支援訪問事業等」については、希望して利用できるサービスではないため、令和4年度目標として「推計値:6回」とします。

【※4】No.12「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及びNo.13「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、目標値を設定する事業になじまないため、数値目標は設定しておりません。